議案第15号 交野市消費生活センター条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

第5次総合計画や市長が掲げる重点施策をより効率的・効果的に進めるにあたり、組織機構の統合によって関連業務や専門人材を集約し、職員が連携・協力しやすい体制を構築する一環として、消費生活センターを保健福祉総合センターから市役所本館へ移転するため、交野市消費生活センター条例第2条に規定するセンターの位置を改正するもの。

2. 条例改正の内容

交野市消費生活センター条例第2条に規定するセンターの位置を下記のとおり改正する。

(改正前) 交野市天野が原町5丁目5番1号 交野市立保健福祉総合センター内

(改正後) 交野市私部1丁目1番1号 交野市役所内

3. 施行日

令和7年6月1日

4. 今後の予定

市役所本館2階(予定)での執務開始に向け、議決後から施行日までの間、市民へ周知する。

別記様式第3号(第8条関係)

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年3月定例会

議案の 件 名 議案第15号 交野市消費生活センター条例の一部を改 正する条例について

政策等の区分

計画・事業・条例 その他(

〈政策等の概要〉 〈他の自治体の類似する政策等との比較〉 消費者の利益の擁護及び安全の確保を図るため、消費者安全法第10条の2第1項の規定に 基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定め 〈財源措置の状況〉 る。 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位:千円) 総事業費 国庫支出金 府支出金 市債 その他 一般財源 1, 100 1, 100 〈政策等を必要とする背景〉 〈将来にわたる効果及びコストの状況〉 第5次総合計画や市長が掲げる重点施策をより効率的・効果的に進めるにあたり、組織機構 消費生活センターが市役所本館に移転し、組織機構の統合及び関連業務・専門人材が集約されることで、 の統合によって関連業務や専門人材を集約し、職員が連携・協力しやすい体制を構築する一環 職員が連携・協力しやすい体制が構築でき、第5次総合計画や市長が掲げる重点施策をより効率化・効果 として、消費生活センターを保健福祉総合センターから市役所本館へ移転するため、交野市消 的に進めることができる。 費生活センター条例第2条に規定するセンターの位置を改正する。 PIO-NET (全国の消費生活相談情報を収集しているシステムで消費者相談時に利用) の移設等に係る費用 1,100 千円 〈提案に至るまでの経緯〉 〈総合計画等の整合〉 まちづくりの目標 令和6年12月 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例が可決 政策分野または経営方針 分野・方針 効率的・効果的な行政運営 ※本条例提案時において、条例改正を伴わない組織の統合として、人権と暮らしの相談課を総 施策 行政資源の最適な活用 務課に統合することを説明。 ○その他の計画 (該当する場合のみ) 計画名称 〈市民参加の状況〉 策定年度 有・無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。) 計画期間 〈政策等の実施時期〉 令和7年6月1日 担当部局 担当課 添付資料(有の場合は、その名称) 有 · 無 (新旧対照表等) 総務部 人権と暮らしの相談課

交野市消費生活センター条例 (平成28年条例第7号) 新旧対照表

新	IΒ
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 交野市消費生活センター	名称 交野市消費生活センター
位置 交野市私部1丁目1番1号 交野市役所内	位置 交野市天野が原町5丁目5番1号 交野市立保健福祉
	総合センター内